

香川県報



号外2

平成16年

3月29日(月曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

教育委員会規則

●行政手続の見直しに伴う関係規則の整備等に関する規則

教育委員会規則

行政手続の見直しに伴う関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十九日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第十七号

行政手続の見直しに伴う関係規則の整備等に関する規則

（職員のサービスの宣誓に関する規則の一部改正）

第一条 職員のサービスの宣誓に関する規則（昭和二十六年香川県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「宣誓は」を「宣誓は、」に、「署名捺印して」を「署名して」に改める。

（香川県文化財保護条例施行規則の一部改正）

第二条 香川県文化財保護条例施行規則（昭和三十一年香川県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十七条を次のように改める。

（電磁的記録による作成）

第五十七条 第十三条及び第十四条（第五十六条の二において準用する場合を含む。）

第三十六条並びに第四十二条の七の規定による申請書、報告書その他の書類及び写真

（以下「申請書等」という。）については、香川県行政手続等における情報通信の技

術の利用に関する条例（平成十六年香川県条例第一号）第三条の規定の適用を受ける

場合を除き、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして教育委員会が定めるものをいう。以下同じ。）の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

第五十七条の次に次の一条を加える。

（電磁的方法による提出）

第五十八条 第十三条及び第十四条（第五十六条の二において準用する場合を含む。）

第三十六条並びに第四十二条の七の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条の規定の適用を受ける場合を除き、電磁的方法（情報通信の技術を利用する方法であつて教育委員会が定めるものをいう。以下同じ。）をもつて行うことができる。

2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、教育委員

会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に教育委員会に

到達したものとみなす。

（通勤手当に関する規則の一部改正）

第三条 通勤手当に関する規則（昭和三十三年香川県教育委員会規則第十二号）の一部を

次のように改正する。

第一号様式（記入上の注意）に次のように加える。

10 氏名の記載を正確に行う場合は、姓印を省略することができる。

第二号様式（記入上の注意）に次のように加える。

9 氏名の記載を正確に行う場合は、姓印を省略することができる。

第三号様式（記入上の注意）に次のように加える。

7 氏名の記載を正確に行う場合は、姓印を省略することができる。

（社会教育主事資格認定に関する規則の一部改正）

第四条 社会教育主事資格認定に関する規則（昭和三十五年香川県教育委員会規則第十一

号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「本籍地」を削り、「印」を「印」に改める。

第二号様式中「本籍地」を削り、「印」を「印」に改める。

を「生年月日」年 月 日、「印」を「印」に改める。

(教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第五条 教育職員免許状に関する規則(昭和三十五年香川県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十三号様式(A)中

生年月日	年 月 日	性 別	男・女
旧 姓		改姓年月日	年 月 日

を「旧 姓」年 月 日、「改姓年月日」年 月 日」に改める。

第十七号様式(表面)中

ふりがな	氏 名	本籍地	性別
			男・女

を「ふりがな」氏 名」に改める。

(香川県教育委員会に対する市町教育委員会の報告等に関する規則の一部改正)

第六条 香川県教育委員会に対する市町教育委員会の報告等に関する規則(昭和三十五年香川県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出し及び条名を削り、同条第一項に項番号を付する。

第二条を削る。

(公立学校職員の服務の宣誓書の様式を定める規則の一部を改正する規則)

第七条 公立学校職員の服務の宣誓書の様式を定める規則(昭和四十五年香川県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

本則中「規定に基づく宣誓書の」を「教育委員会規則で定める」に改め、本則の様式

中「且つ」を「かつ」に改め、「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列四番とする。

(住居手当に関する規則の一部改正)

第八条 住居手当に関する規則(昭和四十九年香川県教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式「記入上の注意」2中「~~別紙様式~~」を「~~別紙様式~~」に改め、同様式「記入上の注意」に次のように加える。

6 氏名の記載を正確に行う場合は、~~筆印~~を省略することができる。

第二号様式「記入上の注意」に次のように加える。

6 氏名の記載を正確に行う場合は、~~筆印~~を省略することができる。

(公立学校職員の給与に関する条例附則第四項及び第五項の規定による通勤手当に関する規則の一部改正)

第九条 公立学校職員の給与に関する条例附則第四項及び第五項の規定による通勤手当に関する規則(昭和五十三年香川県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式「記入上の注意」に次のように加える。

6 氏名の記載を正確に行う場合は、~~筆印~~を省略することができる。

第二号様式「記入上の注意」に次のように加える。

9 氏名の記載を正確に行う場合は、~~筆印~~を省略することができる。

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第十条 単身赴任手当に関する規則(平成二年香川県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別記様式(別紙を除く。)
「記入上の注意」に次のように加える。

12 氏名の記載を正確に行う場合は、~~筆印~~を省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第三条から第五条まで及び第七条から第十条までの規定による改正前の各規則に定め

る様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

3 この規則の施行の際現に交付されている第四条の規定による改正前の社会教育主事資格認定に関する規則第二号様式による社会教育主事資格認定証書は、同条の規定による改正後の社会教育主事資格認定に関する規則第二号様式による社会教育主事資格認定証書とみなす。

4 この規則の施行の際現に保存されている第五条の規定による改正前の教育職員免許状に関する規則第十七号様式による教育職員免許状原簿は、同条の規定による改正後の教育職員免許状に関する規則第十七号様式による教育職員免許状原簿とみなす。

平成十六年三月二十九日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています